

橿原市河川清掃地区報償金の申請について

1. 【橿原市河川清掃地区報償金とは】

受付後、記入漏れ・誤りがあれば修正していただきますので、その際は、ご協力いただきますようお願いいたします。

河川の清掃活動を行う市内の地域住民団体に対し、報償金を交付します。対象となる内容は、草木の刈取り及び伐採作業、投棄されたゴミその他汚物の除去作業です。他の補助金等（清掃活動に必要な器具等に対する補助金等を除く。）の交付を受けたものについては、交付対象から除きます。

2. 【河川清掃地区報償金の申請および実施報告について】

(提出書類)

- ・橿原市河川清掃地区報償金交付申請書兼実施報告書（様式第1号）
- ・作業実施場所を明記した地図
- ・実施経過写真（集合写真、現地の作業前・中・完了後の写真）

※集合写真例：開始前・後に行われる会長挨拶中の写真など、参加者全員が写っているもの（1枚に入りきらない場合は、2箇所もしくは2枚以上に分けても可）

※写真サイズ：L判以上（A4に3～4枚程度に収まるサイズ）

- ・参加者名簿（活動に参加された方の氏名・人数がわかるもの）

※名簿例：出欠表や参加者の氏名を記入したもの。参加予定名簿や会員名簿（参加者が不明）は不可です。名簿様式は問いません。普段お使いの回覧や表や町内会地図に○印をつけるなど流用していただいても結構です。

(注意事項)

- ・清掃活動を行うごとに申請及び実施報告書を提出してください。
- ・1自治会等1年度内につき60,000円を上限とします。
- ・年度をまたいでの申請はできません。（提出期日3月31日まで）
- ・予算の範囲内での交付となりますので、作業実施の場合は早めに提出してください。

3. 【請求書について】

(提出書類)

- ・橿原市河川清掃地区報償金請求書（様式第3号）
- ・振込先口座が確認できる書類の写し

※清掃の参加人数に300円を乗じた額です。ただし、60,000円（200名）を上限とします。

※参加人数は延べ人数ではありません。1年度内に複数回参加されても1人と数えます。

※振込口座は、個人名義にはお振込みできませんので必ず団体名義の口座をお願いします。ゆうちょ銀行については、他の金融機関からの振込用の店名と口座番号が必要です。

※やむを得ず、個人名の口座への入金となる場合はご相談ください。なるべく団体名義の口座開設をお願いいたします。

※請求書（様式第3号）に使用する印は、「自治会の印」ではなく、「自治会長の印」や「代表者印」もしくは、会長個人の印鑑を使用してください。代表者印を使用される場合は、団体名の長の印を使用してください。

※金額欄は、訂正印も効きません。間違えた場合は、請求書がすべて書き直しになります。

(注意事項)

- ・申請者・報告者・請求者の欄はすべて同じ方をお願いいたします。振込先は別の方でも構いません。
- ・修正液・修正テープによる修正は不可です。誤った部分に二重線にて訂正印（申請書と同一印）を押して書き直して下さい。鉛筆・消せる筆記具も使用不可です。

お問い合わせ：橿原市役所 収集業務課 電話0744-27-0526

<申請時に不足・不備がないかチェックしてください>

□申請兼実施報告書（様式第1号）、□作業実施場所を明記した地図、□作業前の写真、□作業中の写真、□完了後の写真、□集合写真、□参加者名簿、□請求書（様式第3号）、□金額の確認、□団体名義の振込先